

1 学校生活について

(1) 校内生活

学校生活の基本である授業・特別活動(ホームルーム活動、生徒会活動等)・部活動に積極的に取り組む。

ア 欠席・忌引・遅刻等は、当日 7:30~8:00 の間に原則 Classi に保護者が入力してください。

イ 始業時間は 8 時 30 分。通学における事故防止や自転車等の混雑を避けるため、ゆとりをもった登校を心がける。

ウ 放課後までにやむを得ず校外に出るときは、ホームルーム担任に事前に申し出て、外出許可を得て外出する。

(2) 服装等

登下校に際しては制服を着用し、榛高生としての品位を保つ。

ア 服装

男子制服(変形学生服を着用しない。)

冬服 黒の詰襟学生服を標準スタイルとし、校章入りボタンをつけ、襟の左に校章、右に学年章をつけ、カラーをつける(ラウンドカラーで可)。中学校の時着用していた学生服でもかまわないが、ボタンは付け替える。

夏服 白地の Y シャツ(半袖・開襟も可)を着用し、左胸ポケットにイニシャル HS がついているものを着用する(アイロンマークも可)。

女子制服(制服を変形しない。)

冬服 指定の制服を着用し、胸ポケットに校章(バッジ)をつける。指定のリボンを着用する。

夏服 指定の長袖ブラウスカ、半袖開襟ブラウスを着用し、長袖ブラウスには規定のリボンを着用する。

スカート丈の基準…直立の姿勢で、スカートの下端が膝頭の中心にくる。

《注意》本校のスカート丈は「膝丈」です。勝手に丈を詰める等の改造を行わない。

令和 4 年度からオプションでスラックスを導入しました。冬用、夏用があります。

(ア) 登下校時にコート等を着用してもよい。

(イ) 更衣の切り替え日は設けない。

イ 頭髪

不自然なカット・毛染めなどを行わない。

ウ 持ち物等

(ア) 身分証明書を常に所持する。

(イ) 安全で学用品が十分入るカバン・スポーツバック・リュック等で通学する。(学校指定はない。)

(ウ) 学校生活に不要なものは持参しない。

(エ) 所持品には記名し、金品等の貴重品は紛失盗難を発生させないよう自己管理をする。

(オ) スマートフォンの校舎内での私用のための使用は原則認めない。電源を切ってバッグ内に入れて保管する。(使用は、教員の指示で使用する場合、または放課後の校舎外でのみ認める。)

(カ) 個人端末で、教育活動に無関係なサイト(ゲーム等)にアクセスすること、貸し借りすることはしない。また、許可なく画像・写真、動画の撮影や録音をしない。

エ 履物

上履きと体育館シューズは本校指定のものとする。

(3) 校外生活

榛高生としての誇りと自覚をもって行動する。

ア 保護者の了解を得ない外泊はしない。特に友人宅への外泊は慎む。

イ 夜間の外出は控える。(午後11時から午前4時までの外出は、県の条例により補導の対象となる。)

ウ 青少年の入場を禁止している場所(パチンコ・マージャン店等)に立ち寄らない。

エ 万が一、事故や問題などがあった場合は、速やかにホームルーム担任、又は警察に連絡する。

オ 旅行は次の注意を守る。

(ア) 海外旅行に行く場合は、旅行届を提出する。

(イ) 学割証を使用する場合(片道100km以上)は身分証明書を携帯する。

カ アルバイトは原則として禁止する。特別に事情のある場合はホームルーム担任に申し出る。

(4) 通学方法の区分

- ア 徒歩通学
- イ バス通学
- ウ 自転車通学
- エ その他

以下の場合も自転車使用届を提出して、自転車使用許可証（ステッカー）を受けとることができる。

- (ア) 徒歩通学者が部活動の事情で、学校を起点にして自転車移動する。
- (イ) バス通学であるが、休日や天候等により自転車で通学することもある。
- (ウ) バス通学者が部活動の事情で、学校を起点にして自転車移動する。

※ 原付自転車・自動二輪及び自動車の運転免許取得は禁止する。

(5) 自転車通学の規定

ア 通学自転車の規格

- (ア) 極端な変形ハンドルは禁止
- (イ) スタンドは両足スタンドを推奨する。
- (ウ) ハブステップは取り付けない。
- (エ) 基本的な整備をされた自転車を使用する。

イ 通学の条件

- (ア) 自転車使用届を提出する。
- (イ) 自転車保険の加入および自転車点検整備を行う（下記ウ(イ)を参照）。
- (ウ) 本校独自の許可証（ステッカー）を車体につける。
- (エ) 雨天時に備え、雨合羽を携行する。

ウ 自転車使用届について

- (ア) 自転車使用届を毎年提出する。
- (イ) 本校生徒は、静岡県高P連賠償責任保証制度に加入しています(免責金額5千円 対人・対物賠償1事故合算1億円)。

エ ヘルメットの着用について

安全性の確保のため、登下校時のヘルメット着用を推奨します。

(6) 保護者による自家用車での送迎について

(ア) 学習館と校舎との間の道路は、平日 7:00~8:00 及び 14:00~16:00 は許可車両以外通行禁止なので、その道路へは進入できません。

(イ) 図のように学習館西側駐車場(未舗装)での乗降をお願いします。駐車場への出入りは、必ず西側出入口を使用してください。ただし、夜間・早朝など防犯上特に配慮しなければならない時間帯は、学習館前の駐車場を利用することができます。

(ウ) **近隣への迷惑となりますので、学校敷地外(校門周辺の小路や榛原学生協前など)での乗降は、絶対に行わないでください。**



(7) 通学路について

特に通学路は指定していません。地図や、現地を確認して安全に通学できる道路を選んで通学するようにしてください。

- ※1 学校周辺は見通しの悪い交差点が多いので、交差点での一時停止の習慣を身につける。
- ※2 自転車は、原則車道左側を通行する。
- ※3 イヤホンで音楽を聴きながらの走行や、スマートフォンを操作しながらの走行はしない。

2 生徒指導について

本校では、規範意識を持ち、充実した学校生活を送るために以下のとおり指導しています。御理解の上、御協力をお願いします。

(1) 生徒指導となるケース

ア 法律に触れる行為

- (ア) 飲酒・喫煙(同席含む。)
- (イ) 遊戯施設(パチンコ店等)出入り
- (ウ) 窃盗・万引きなど(同席含む。)
- (エ) 薬物乱用(同席含む。)
- (オ) 凶器所持
- (カ) 脅迫・誘惑・暴行・傷害
- (キ) インターネット上における違反行為

イ 学習活動に関する行為

- (ア) 考査(テスト)の不正(教室内へのスマートフォン、通信できる時計などの持ち込み等を含む。)
- (イ) 怠業行為
- (ウ) 授業の妨害、教職員に対する暴言・暴力

ウ 交通に関する行為

- (ア) 自転車乗車の違反(並進、一時不停止、二人乗り等)
- (イ) 無断免許取得・運転
- (ウ) 無免許運転・同乗・暴走行為への参加

エ 学校生活に関わる行為

- (ア) 頭髪・服装規定に関する違反
- (イ) 校舎校具の汚損
- (ウ) 暴力、いじめ(ネットでの誹謗、中傷等を含む。)
- (エ) スマートフォンに関する違反
- (オ) 無断アルバイト
- (カ) 不純異性交友・不良交友
- (キ) その他 高校生としてふさわしくない行為等

(2) 指導について

ア 指導方法および内容

職員会議を行い校長が決定する。

イ 本校の指導

行為の種類・程度によって次の措置のいずれかがなされる。

- ・退学(勧告・勧奨)
- ・家庭謹慎
- ・登校謹慎
- ・訓戒(校長・教頭・生徒部長・学年主任・ホームルーム担任等によるもの)、学年指導等